

6 公財高評第 132 号
令和 6 年 12 月 13 日

一宮研伸大学
理事長 伊藤 伸一 様
学 長 大久保 清子 様

公益財団法人 日本高等教育評価機構
理事長 安井 利一



(印影印刷)

改善報告等に対する審査の結果について（通知）

謹啓 師走の候、貴学におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当機構「大学評価判定委員会」は、「大学機関別認証評価に関する規程」にのっとり、令和 6(2024)年 7 月に貴学から提出された改善報告書について審査し、その結果を別紙のとおり取りまとめましたので、通知いたします。

謹白

問い合わせ先：

公益財団法人 日本高等教育評価機構

評価事業部 陸・松井

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-11

第 2 星光ビル 2 階

TEL. 03-5211-5181 / FAX. 03-5211-5132

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

一宮研伸大学

基準項目 4-1 について

①改善を要する点の内容

教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め、周知していない点については、改善が必要である。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

一宮研伸大学

基準項目 4-1 について

①改善を要する点の内容

学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与について学長が決定を行うに当たり、教授会が学長に意見を述べる関係にあることが、「一宮研伸大学学則」「一宮研伸大学大学院学則」「一宮研伸大学看護学部教授会規程」「一宮研伸大学大学院看護学研究科教授会規程」のいずれにも定められていない点については、改善が必要である。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。